補装具見積書に係る記載項目の追加について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)により、マイナンバーを利用した情報連携業務を円滑に実施することとされている中で、補装具費支給事務については、国が示す「補装具種目名称別コード一覧表」に基づき、補装具の種目コードを適切に管理する必要があります。

そこで、本市に御提出いただく補装具の<u>見積書</u>については、厚生労働省のホームページに記載されている「補装具費種目名称別コード一覧表」を参照のうえ、当該<mark>補装具種目に該当する6桁のコードを記載</mark>してください。

なお、「コード表」において、【連携後登録不可】の記載があるコードについては使用できませんので、見積書に記載しないよう御留意ください。

- ※ 6桁のコードは品目名の近くに記載してください。
- ※ 見積書の品目名については、コード表の名称と合致させる必要はありませんが、可能な限り 詳細を記載ください。

(「補装具費種目名称別コード一覧表」が掲載されている厚生労働省のホームページ) 厚生労働省トップページ ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 福祉・介護 ⇒ 障害者福祉 ⇒ 福祉用具